

シンガポール税制の概要

【最新版】

(2018年9月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

シンガポール事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地会計事務所 SCS Global Consulting(S) Pte Ltdに作成委託し、2018年8月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・シンガポール事務所
E-mail：SPR@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

I. 法人税	1
1. 概要	1
2. 課税所得の計算	1
3. 法人税額の計算	3
4. 申告・納付	4
5. 移転価格税制	5
II. 二国間租税条約	7
III. その他税制	8
1. 源泉税 (Withholding Tax)	8
2. 個人所得税 (Personal Income Tax)	9
3. 財・サービス税 (Goods & Services Tax : GST)	11
4. 印紙税 (Stamp Duty)	12
5. 不動産税 (Property Tax)	13
6. 相続税 (Estate Duty)	13
7. 管轄官庁	13
IV. 優遇税制	15
1. 一般事業会社向けの優遇税制	15
2. 統括会社向け優遇税制	17
3. 海運・航空事業者向け優遇措置	18

シンガポール税制の概要【最新版】

I. 法人税

シンガポール現地法人および支店は、賦課年度ごとに確定申告を行い、賦課決定された法人税を納税する義務がある。

1. 概要

(1) 居住法人の定義

所得税法（Income Tax Act）第2条で規定されるとおり、シンガポール国内で事業の経営および管理が行われている場合、その企業はシンガポールの居住法人となる。通常、外国企業のシンガポール支店は海外本店により経営と管理が掌握されているため、居住法人とはみなされない。居住法人・非居住法人とも法人税率をはじめとして適用される税制は同じであるが、居住法人のみが享受できる新会社に対する免税措置、国外源泉所得に対する免税措置、租税条約に基づく源泉税の減免、外国税額控除などの優遇措置を非居住法人は享受できない。

(2) 賦課年度（Year of Assessment, YA）

シンガポールでは、法人税申告にあたって会計事業年度に代えて賦課年度（Year of Assessment, YA）ベースで年度を認識することになる。賦課年度とは、会計事業年度の翌年となり暦年ベースで認識する。つまり、2018年中に終了する会計事業年度は、法人税申告上は2019賦課年度（YA2019）となる。例えば、2018年12月31日に終了する会計事業年度は税務上YA2019となり、2019年3月31日に終了する会計事業年度は税務上YA2020ということになる。

2. 課税所得の計算

(1) 課税対象所得

シンガポールは属地主義（territorial system）を採用しており、シンガポールに源泉がある所得、ならびにシンガポール国外源泉所得のうちシンガポールで受け取られる所得が課税対象となる。シンガポールで受け取られる国外源泉所得については一定の免税範囲があり、国外源泉所得が国外で課税の対象となり、かつ国外の最高法人税率が15%以上である場合は、シンガポールに送金される配当金、国外支店の所得、非個人のサービス収入は免税の適用対象となる。

非居住者がシンガポール国内外にまたがって取引や事業を実施する場合、その取引や事業の利得および利益は、シンガポール国外で実施された業務に直接帰属しないとされる範囲においてシンガポールに源泉があるとみなされる。シンガポール源泉所得総額を明確に算出する責任は納税者にある。

(2) キャピタルゲイン

シンガポールではキャピタルゲインに対して課税はされないが、繰り返し発生する性質などから本業所得とみなされるものは法人税の課税対象となる。例えば、株式トレーディング業者が売買する上場有価証券のトレーディングなどはキャピタルゲインには該当せず、通常の法人税課税の対象となる。

キャピタルゲインに該当するか、本業所得に該当するかは判断が困難なケースも多かったが、企業が保有する関連会社の株式の売却時における譲渡所得については、2012年6月1日以降、売却前に最低24カ月以上にわたり、20%以上の株式保有率を維持している場合には、キャピタルゲインに該当することとされ、課税所得の対象から除外されることとなった。これに該当しない場合には、取引頻度、保有期間、売却の背景等によってキャピタルゲイン判定を行うこととなる。

(3) 損金算入

課税所得の稼得のために専ら発生した費用は、原則として損金算入することができる。役員報酬や接待交際費等についても特段限度額は定められておらず、事業に関連するものであれば原則として全額損金算入できる。一方で、資本取引の範囲を広く捉える傾向があり、為替差損や借入金利子についても一部損金不算入とされる。また、減価償却費の損金算入についても建物等に係る減価償却費は、一部承認を受けたものを除いて損金算入が認められない。

また、シンガポールでは政策的な配慮から一定の支出に対して、損金算入を支出額より拡大して認めるような制度も設けられている。例えば、シンガポールで事業を行う企業が、その商品やサービスを国外に販路拡大することを促進するため、出張費や展示会の出展費を支出した場合は、それらに係る適格支出額の200%を損金算入として認める制度 (Double Tax Deduction / DTD) が設けられている。その他、2015年7月1日～2020年3月31日までの間に支出されたシンガポール人、およびシンガポール永住権保有者への適格給与 (シンガポール国外法人の事業展開に従事したものなど) についても、エンタープライズ・シンガポール (ESG) の承認を得ることを条件に、年間100万シンガポール・ドル (以下、Sドル) まで200%損金算入が認められる。

なお、2018賦課年度までは、適格支出額の400%を損金算入できる生産性・技術革新クレジット (PIC) という制度があったが現在は廃止されている。ただし、R&D や IP 関連で一定の要件を満たすものは、代替制度によって200～250%の損金算入が認められる。

(4) 連結納税 (グループリリーフ)

シンガポールに複数の関連会社を保有している場合、欠損金が生じている法人の欠損金をほかの関連会社の所得と通算することができる。ただし、以下3要件を満たす場合に限り通算が認められ、また通算できるのは同一事業年度で生じた欠損金と所得のみで、ほかの関連会社と通算できなかった欠損金は、その欠損金が生じた単体法人の将来の所得とのみ通算することになる。

- ・ シンガポールで設立された法人であること。

- ・ 直接または間接に 75%以上の株式を保有していること。
- ・ 同一の事業年度（決算期）であること。

(5) 欠損金の繰り越しおよび繰戻還付

欠損金は原則として永久に繰り越し可能である。ただし、以下の事由が生じた場合には、原則としてすべての欠損金が消滅する。また、一定の要件の下に、1年間の繰戻還付も認められている。

- ・ 最終株主の過半数が、実質的に変動した場合。
- ・ 事業内容が大幅に変更した場合（減価償却に係る欠損金のみ）。

3. 法人税額の計算

(1) 法人税率

2010 賦課年度より、法人税率は居住法人・非居住法人ともに 17%に引き下げられた（2008～2009 賦課年度は 18%、2005～2007 賦課年度は 20%、2003～2004 賦課年度は 22%、2002 賦課年度は 24.5%、2001 賦課年度は 25.5%）。

2005 賦課年度に部分税額免除制度（Partial Tax Exemption）が導入され、2008 賦課年度からは通常の法人課税所得のうち、最初の 1 万 S ドルの 75%および次の 29 万 S ドルの 50%が免税となる。また、2005 賦課年度には新スタートアップ会社税額免除（Tax Exemption Scheme for New Start-Up Companies）制度が導入され、2008 賦課年度からは新たに設立された法人で以下の要件をすべて満たす場合には、設立から 3 年間は通常の課税所得のうち最初の 10 万 S ドルの 100%、および次の 20 万 S ドルの 50%が免税となる。

- ・ シンガポールで設立され、税務上もシンガポール居住法人であること。
- ・ 株主が 20 人以下であること。
- ・ すべての株主が個人であるか、もしくは、個人株主が 10%以上の株式を保有していること。
- ・ 主たる事業内容が、投資会社、売買または投資用不動産の開発でないこと。

ただし、2020 賦課年度以降は、部分税額免除制度および新スタートアップ会社税額免除の上限額が 30 万 S ドルから 20 万 S ドルに縮小し、さらに、新スタートアップ会社税額免除の最初の 10 万 S ドルの 100%免税が 75%免税に縮小される。

(2) 外国税額控除

二重課税排除の観点から、シンガポール国外で課税された所得に対して、シンガポールでも課税される場合には、当該国外で課税された外国税額と当該所得に対してシンガポールで課税された金額のいずれか低い方を限度として、シンガポール法人税額から控除することができる。なお、外国税額控除の適用は、税務上の居住法人に限る。

(3) 法人税減税（リベート）

2019 賦課年度には、法人税額の 20%（年間 1 万 S ドルを上限）がすべての法人の法人税から減税される。なお、2018 賦課年度には、法人税額の 40%に相当する金額（年間 1.5 万 S ドルを上限）が減税されていた。

4. 申告・納付

(1) 確定申告

休眠会社を除いてすべての法人は、原則として各事業年度終了の日の属する年の翌年 11 月末を期限として、内国歳入庁（IRAS）に確定申告書（Form C / Form C-S）を提出することが義務付けられている。Form C と呼ばれる一般的な確定申告書には、監査済財務諸表、税額計算書およびその他の根拠資料を添付する必要がある。しかし、年間売上高が 500 万 S ドル以下などの一定の要件を満たす小規模企業は、簡略化された確定申告書（Form C-S）を提出すればよいこととされており、この場合には、監査済財務諸表等の添付書類は不要となる。

(2) 見込申告

各事業年度終了から 3 カ月以内に見込所得（Estimated chargeable Income / 以下、ECI）の申告を行わなければならない。ただし、年間売上高が 500 万 S ドル未満（2017 年 6 月以前は 100 万 S ドル未満）であり、かつ、課税所得が発生していない場合には ECI の申告は不要とされている。

(3) 電子申告

確定申告および見込申告に関して、2018～2020 賦課年度にかけて段階的に電子申告が義務化されることとされている。義務化の時期は会社の売上規模によって 3 段階とされており、年間売上 1,000 万 S ドル以上：2018 賦課年度以降、年間売上 100 万 S ドル以上：2019 賦課年度以降、その他すべての法人：2020 賦課年度以降は、電子申告が義務化される。なお、電子申告を行う場合には、確定申告期限は翌年 11 月末に代えて、翌年 12 月 15 日とされる。

(4) 納税手続き

シンガポールでは、賦課課税方式が採用されているため、申告時に納税は行わず、申告後に内国歳入庁（IRAS）から納税通知（Notice of Assessment, NOA）を受領した後に、これに基づいて納税を行うこととなる。

5. 移転価格税制

(1) 移転価格税制の概要

シンガポールでは 2006 年 2 月 23 日に最初の移転価格税制に関するガイドラインが発表された。一方で、これとは別にグループ内ローンやサービスに係るガイドライン、事前確認制度に関するガイドラインが別々に発行されていた。そのため、これら四つの移転価格税制に係る各種ガイドラインを集約する形式で、2015 年 1 月 6 日に移転価格に関するガイドライン（e-Tax Guide: Transfer Pricing Guidelines (Second edition)）が発行された。このガイドラインから、これまでは推奨されるに留めていた移転価格文書の作成を義務化しているところに大きな変更がある。その後毎年ガイドラインは改訂が行われているが、2018 年 2 月 23 日に公表されたガイドライン（e-Tax Guide: Transfer Pricing Guidelines (Fifth edition)）の公表とともに、所得税規則上でも移転価格文書化が明記されたことによって法制化されている。全体的な内容としてシンガポールの移転価格税制は、OECD のガイドラインに準拠した内容となっている。

(2) 文書化

シンガポールの移転価格ガイドラインによれば、関連会社との取引については、原則として取引価格を設定する過程で移転価格文書を作成し、保管することが要請されている（同時文書化）。ただし、実務上の負担を考慮して、取引のあった年度の法人税申告書の申告期限まで（事業年度終了日の属する年の翌年 11 月末）に作成すれば良いとされている。

なお、移転価格文書を法人税申告書と一緒に提出する必要はなく、内国歳入庁のリクエストがあった場合において 30 日以内に提出する義務がある。また、納税者の移転価格文書作成のコスト削減のため、次の取引に関しては、関連会社間取引であっても移転価格文書までは作成する必要はない。

- ・ シンガポール国内取引の場合（同じ税率の法人間での取引）
- ・ シンガポール国内でのローン取引の場合（貸金業を除く）
- ・ ルーティンサポートサービスの提供で、5%コストマークアップを採用している場合
- ・ 事前確認制度を利用している場合
- ・ 関連会社間取引が、各事業年度で一定の金額を超えない場合
（売上・仕入：1,500 万 S ドル、サービス・ロイヤルティー：100 万 S ドルなど）

なお、2019 賦課年度以降は、総収入金額が 1,000 万 S ドル以下であり、かつ、その前年度において移転価格文書化義務がない場合には、上記免除要件のいずれも満たしていなかったとしても、移転価格文書化の義務がなくなる。

(3) ルーティンサポートサービス

シンガポールでは、ルーティンサポートサービスと呼ばれる限定的なルーティン業務の役務提供であれば、当該業務を行うに要した直接および間接費用に 5%のマークアップをした金額を収益認識すること

によって、シンガポールにおける移転価格税制上は適正な取引として取り扱う旨を定めている。ただし、ルーティンサポートサービスの業務範囲は限定的であり、いわゆるバックオフィス業務やアドミニストレーション業務に限られている。

なお、ルーティンサポートサービスの範囲を超えて関連会社に役務提供を行っているとみなされた場合には、第三者との間で同様の取引が行われた場合における取引価格（独立企業間価格）、すなわち原則的な移転価格税制に基づいた課税所得計算が求められる。

II. 二国間租税条約

2018年8月31日時点、シンガポールは、日本を含む世界85カ国・地域と包括的な租税条約を締結している。

アルバニア	オーストラリア	オーストリア	バーレーン	バングラデシュ
バルバドス	ベラルーシ	ベルギー	ブルネイ	ブルガリア
カナダ	中国	キプロス	チェコ	デンマーク
エクアドル	エジプト	エストニア	フィジー	フィンランド
フランス	ジョージア	ドイツ	ガーンジー	ハンガリー
インド	インドネシア	アイルランド	マン島	イスラエル
イタリア	日本	ジャージー	カザフスタン	韓国
クウェート	ラトビア	リビア	リヒテンシュタイン	リトアニア
ルクセンブルク	マレーシア	マルタ	モーリシャス	メキシコ
モンゴル	モロッコ	ミャンマー	オランダ	ニュージーランド
ノルウェー	オマーン	パキスタン	パナマ	パプアニューギニア
フィリピン	ポーランド	ポルトガル	カタール	ルーマニア
ロシア	サンマリノ	サウジアラビア	セーシェル	スロバキア
スロベニア	南アフリカ共和国	スペイン	スリランカ	スウェーデン
スイス	台湾	タイ	トルコ	ウクライナ
アラブ首長国連邦	英国	ウズベキスタン	ベトナム	ラオス
ルワンダ	ウルグアイ	カンボジア	エチオピア	ナイジェリア

シンガポール法人が税制上居住者とされる場合（すなわち、経営および管理がシンガポールで行われている）、当該企業は租税条約上の恩恵を享受できる。租税条約の適用を受けることにより、シンガポールおよび租税条約締結相手国において利子やロイヤルティーなどの一定の所得に対して、軽減税率または免税の適用を受けることができる。

シンガポールは、ブラジル、チリ、香港、米国、とは包括的租税条約を締結しておらず、部分的租税条約を締結している。この部分的租税条約は国際輸送および国際運送分野にのみ適用される。また、バミューダとは租税に関する情報交換協定のみを締結している。

ガーナ、ガボン、ケニア、チュニジアとの租税条約は署名済みであるが、未発効（法的強制力がない）の状況である。

Ⅲ. その他税制

1. 源泉税 (Withholding Tax)

(1) 概要

利子、ロイヤルティー、取締役報酬、技術支援料、マネジメントフィーなど、シンガポールに源泉のある所得が非居住者に支払われる場合は、10%、15%もしくは法人税と同率(2010年より17%)の源泉税の課税対象となる。原則としてロイヤルティーの源泉税率は10%、借り入れや債務に関して支払われる利子・手数料等には15%の源泉税が課され、技術支援料およびマネジメントフィーにはその時点の法人税率が適用される。また、非居住取締役への報酬は22%(2016年12月31日以前は20%)の源泉税率にて課税される。

また、シンガポール企業が非居住者に対して支払う配当金は、シンガポールにおいて源泉税の課税対象とはならない(法人が課税所得に関して納めた税金が最終課税となり、法人が株主に支払った配当金はすべて非課税扱いとなる)。

租税条約締結国の居住者への支払いの場合には、租税条約により源泉税率の軽減または免除の適用を受けられる可能性がある。この軽減または免除の適用を受けようとする場合には、支払相手方の支払相手国において発行された居住者証明を内国歳入庁(以下、IRAS)に提出する必要がある。

(2) シンガポール支店への支払い

外国法人のシンガポール支店は非居住法人とみなされることから、シンガポール法人から非居住法人のシンガポール支店に対する利子、ロイヤルティー、取締役報酬、技術支援料、マネジメントフィーなどの支払いについて源泉所得税が課税されていた。しかし、当該源泉所得税は、非居住法人のシンガポール支店によるシンガポールでの法人税納付税額から控除または還付され、最終的な納付税額に影響しないことから、手続きの簡素化を目的として、2014年2月21日以降、源泉所得税の徴収は不要とされた。ただし、上記支店はACRAへ登記されている支店のみが対象となり、建設工事やその他一定のプロジェクトで、ACRAへ支店登記されていない税務上の恒久的施設(Permanent Establishment)に対する支払いについては適用がない。

(3) 申告・納付

源泉税は、非居住者への支払日の2カ月後の属する月の15日までに、IRASに申告・納付しなければならない。例えば、非居住者への支払日が2018年10月26日の場合には、源泉税の申告・納付期限は2018年12月15日ということになる。なお、2016年7月1日以降の源泉税申告に関しては、my Tax Portalと呼ばれるウェブアカウントを通じての電子申告しか受け付けられない。

2. 個人所得税 (Personal Income Tax)

(1) 居住者の個人所得税

個人の居住者には累進課税制度が適用される。税率は 2007 賦課年度以降、最初の 2 万 S ドルまでの所得額に適用される「税率 0%」から、32 万 S ドルを超える所得額に適用される「最高税率 20%」となっていた。

この税率は、2017 賦課年度 (2016 年度) から、年間所得が 16 万 S ドル以上の高所得者層に対する税率の変更が行われ、とりわけ 32 万 S ドル超の課税所得を有する最高所得階層にとっての税率が 20% から 22%へと 2%引き上げられている。

(2) 非居住者の個人所得税

非居住者である個人の雇用所得には、一定税率 15%で計算される税額、もしくは居住者に適用される税額のいずれか高い方の税額が適用される。非居住者である個人の取締役報酬、不動産賃貸収入、その他の所得には、2005 年賦課年度以降 20%が適用されているが、この税率も 2017 賦課年度 (2016 年度) から 22%に引き上げられた。

外国人がシンガポールで就労する場合、年間 183 日以上シンガポールに居住すると、その個人は所得税法上の居住者に該当し、居住者として所得税申告をする義務がある。賦課年度をまたがって続けて 183 日以上居住した場合も居住者とみなされ、2 賦課年度にわたって居住者と同様の所得税申告をする義務がある。年間の滞在日数が 61 日以上 182 日以下の場合には、非居住者に該当し、非居住者の所得税率が適用される。ただし、滞在日数が 182 日以下の場合には、租税条約によっては一定の要件を満たせば所得税課税が免税とされる場合もある。また、シンガポール国内の滞在日数が年間 60 日以下の場合には、シンガポール国内法で個人所得税は免税とされている。

(3) 所得金額の計算

シンガポールで課税される所得は、シンガポール国内源泉所得に限られる。給与所得に関していえば、原則としてシンガポールでの勤労に対して支払われた給与等 (役員報酬は除く) が、シンガポール国内源泉所得に該当するため、どの法人から支給されていたとしても、シンガポールでの勤労に対して支払われていればシンガポールで課税対象となる。

この他、現物給与も基本的に個人所得税の課税対象となる。特に、駐在員用の借上社宅家賃についての個人所得税は、住宅の年次評価額もしくは実際の家賃から従業員負担家賃を控除した金額が現物給与とみなされるため、会社が駐在員の家賃を支払っている場合には大きな負担となっている。

(4) 個人所得税の控除項目

55歳未満のすべての個人は、1,000 S ドルの基礎控除が認められている。また、高齢者の就労継続を支援するため、2013 賦課年度以降の個人所得税について 55～59 歳の就労者の基礎控除が 6,000 S ドル、60 歳以上の就労者の基礎控除が 8,000 S ドルとされている。また、身体障害者または精神障害者に対する基礎控除も高く設定されており、55 歳未満が 4,000 S ドル、55～59 歳が 1 万 S ドル、60 歳以上が 1 万 2,000 S ドルとされている。

2010 賦課年度より、「主婦控除」に代えて「主夫」も控除対象に含める「配偶者控除」の創設、親や祖父母、障害者親族の扶養に対する所得控除の拡大、職業訓練や寄付に対する所得控除の拡大が実施された。また、ESG に承認されたエンゼル投資家への支援税制として、2010 年 3 月 1 日～2020 年 3 月 31 日までの間に実行された投資額に対し 50%（年間 50 万 S ドルを上限）の所得控除を申請することができる。

(5) 申告・納付

シンガポールでは、給与所得に対する源泉徴収制度はなく、年間所得が 2 万 2,000 S ドル以下の個人を除いて、すべての個人は確定申告をしなければならない。ただし、IRAS から申告不要通知 (No-Filing Service) を受け取った場合は、確定申告をする必要はない。計算期間は暦年で、申告期限は原則として翌年 4 月 15 日とされている。なお、税務上の課税期間は賦課年度（申告日の属する年度）ベースで認識するため、2018 年 1 月 1 日～2018 年 12 月 31 日までの暦年は、税務上 2019 賦課年度 (YA2019) とされる。

法人税と同様に賦課課税方式であるため申告時に納税は行わず、IRAS から納税通知 (Notice of Assessment, NOA) が発行されてから 1 カ月以内に納税することとなる。

(6) 雇用者の義務

雇用者は、従業員 1 暦年における給与所得を集計した Form IR8A およびその他の書類を、その暦年の翌年 3 月 1 日までに各従業員に通知しなければならない。また、2019 賦課年度において 8 人以上の従業員等を雇用する雇用者は、Form IR8A 等を従業員に通知することに代えて、AIS (Auto-Inclusion Scheme) と呼ばれる電子申告にて IRAS に従業員の給与情報を、その暦年の翌年 3 月 1 日までに申告しなければならない。

また、外国人従業員を雇用している会社は、当該従業員がシンガポール国外に異動する場合や当該従業員を解雇する場合には、その 1 カ月前までに当該従業員の個人所得税申告を行い、その確定した所得税額を最後に支払う給与から差し引いて IRAS に納税しなければならない。

3. 財・サービス税 (Goods & Services Tax : GST)

(1) 概要

財・サービス税 (GST) は 1994 年 4 月 1 日に導入された税金で、日本の消費税と類似した制度である。2007 年 7 月 1 日より GST の標準税率は 7% である。ただし、2018 年予算案において、2021 年～2025 年のいずれかの時点で 9% に増税することが公表されている。

基本的にすべての財貨およびサービスが課税対象となる。ただし、商品の輸出や一定の国際サービスに該当するものは 0% 課税扱いとなる。また、シンガポール国外で行われるいわゆる三国間貿易や金融サービス、住宅用不動産の販売・レンタル、金などの取引は課税対象外となる。2018 年税制改正により、2020 年 1 月以降はサービス輸入に対して GST が課税されることとなり、特にシンガポール顧客向けにデジタルサービスを行う外国法人は影響を受けることとなる。

輸入に際しては輸入通関時点で、原則あらゆる商品に GST がシンガポール税関により徴収される。輸入品が自由貿易地区 (FTZ) や指定保税倉庫に搬入される場合、再輸出を前提とした一部加工が国内で行われる場合、修理や展示会出展のため一時的に国内に輸入される場合など、輸入時点で GST の徴収が猶予または免除されることがある。詳しくは「[関税制度 — その他](#)」の項を参照のこと。

(2) GST の登録

GST の制度上、年間課税売上高が 100 万 S ドル以上の企業は IRAS に GST 登録を行い、自社の商品やサービスを国内で販売・提供する際に GST を課す義務がある。年間課税売上高が 100 万 S ドルに満たない企業でも、任意で GST 登録をすることができる。

一般的に、GST 登録事業者は、GST 事業者の登録前に商品およびサービスの購入に関して発生した GST については、GST 登録した後に使用された商品・サービス、あるいは課税物品の生産のために使用されたとみなされる部分だけを請求することができる。GST 登録前後の期間にまたいで購入した商品またはサービスが使用される場合には、事業者は GST 登録前に使用された商品およびサービスの内容に応じ、GST 登録後に作られた商品に貢献する部分のみ控除または還付請求をすることができる。この計算方法を容易にするために、GST 登録事業者は、GST 事業者へ登録した日から 6 カ月以内に購入した商品、不動産賃借料、その他の商品およびサービスについては、登録前の GST についてもすべて請求することが認められることとなった。ただし、どのような商品およびサービスがこの適用を受けることができるかは確認が必要となる。

(3) 申告・納付

GST 登録をしている会社は、原則として毎四半期ごとに GST の計算結果を電子申告しなければならない。申告・納付期限は、各四半期の計算期間終了日から 1 カ月以内とされている。例えば、12 月決算

法人の場合、1～3月までの期間に係る GST 申告を4月末までに提出することになる。

4. 印紙税 (Stamp Duty)

不動産売買、不動産賃貸、株式譲渡、不動産・株式の担保権設定など特定の契約文書・書類には印紙税が課される。印紙税は従価税率または書類ごとに定められた固定額で賦課される。

シンガポール法人の株式を譲渡した場合には、その譲渡価額と株式価値のいずれか高い方の0.2%が印紙税として課税される。2010年度予算により、構造改革に向けた合併・買収(M&A)支援税制として、2010年4月1日～2015年3月31日までの間に実行された合併・買収で一定の要件を満たす場合には、20万Sドルを上限として免除されることとされていた。2015年税制改正において上限額が4万Sドルに引き下げられたものの、2020年3月31日まで延長されることとなった。その後、2016年税制改正において、2016年4月1日～2020年3月31日までに行われる合併・買収に係る免税上限額は、8万Sドルに再度引き上げられている。

不動産賃貸の印紙税は、2014年税制改正において、2014年2月22日以降、平均年間賃貸料(AAR)に契約年数を乗じた金額(ただし、契約年数が4年を越える場合には4年として計算)の0.4%に変更された。

シンガポール政府は、住宅不動産市場の過熱防止と投機抑止に向けて、住宅・住宅用土地の取得後3年以内の短期売却者に課す印紙税(Seller's Stamp Duty/SSD)を2010年2月に導入した。次いで、2011年1月には住宅投機抑止策の追加措置として、4年以内の住宅短期転売に課す印紙税の税率を最大16%に引き上げるとともに、民間金融機関が個人・企業に提供する住宅ローンの上限を引き下げる、追加措置を直ちに実施した。その後、2017年3月11日に印紙税率を最大12%に引き下げている。この結果、2017年3月11日以降に取得した住宅用不動産の譲渡は、「取得後1年目」の税率を12%、「同2年目」は8%、「同3年目」は4%、「同4年目以降」は非課税とそれぞれ印紙税率が設定されている。また、工業用不動産についても、取得後3年以内の短期売却者に課す印紙税も設けられている。

次いで2011年12月に、シンガポール国内の住宅用不動産の取得者に対して、加算印紙税(Additional Buyer Stamp Duty/ABSD)の支払いを求めるようになった。これにより、従来から存在する通常の不動産取得者印紙税(Buyer's Stamp Duty/BSD)である最大3%(2018年2月20日以降、居住用不動産は最大4%)に加えて、別途加算印紙税も支払わなければならなくなった。加算印紙税の税率は2013年1月12日に変更されており、それ以降は外国人の取得には15%、永住権取得者(PR)の初回購入に5%、2件目以降は10%に、シンガポール国民は2件目に7%、3件目に10%が課税される。

5. 不動産税 (Property Tax)

不動産税の税率は、住宅用不動産には累進税率が適用され、その他の不動産（住宅用土地、商業用・産業用不動産）には、年間評価額（土地の場合には土地評価額の5%、建物(商業用・工業用を含むが、ホテル・港湾・製油所・発電所等は除く)の場合には年間賃貸料に相当)の10%が適用される。内国歳入庁 (IRAS) には「e-Valuation List」という有料サービスがあり、土地または建物など不動産の当年または過去の年間評価額をサーチすることができるようになっている。

住宅用不動産の累進税率は、所有者自身が居住している場合と所有者自身が居住していない場合により異なる。2015年1月1日から所有者自身が居住していない住宅用不動産の累進税率は、10%（年間評価額の最初の3万Sドル分に適用）～20%（年間評価額の9万Sドル超に適用）となっている。また、所有者自身が居住する住宅用不動産の累進税率は、2015年1月1日から、0%（年間評価額の最初の8,000Sドル分に適用）から16%（年間評価額の13万Sドル超に適用）となっている。

6. 相続税 (Estate Duty)

従来、シンガポール国籍を有する個人が死去した際に、故人が保有する資産に対して5%または10%の税率で相続税が課せられていたが、2008年2月15日以降、廃止されている。

7. 管轄官庁

税制全般については、IRASが管轄となる。その他、特定の施策に対してはそれぞれの管轄官庁が存在する。

内国歳入庁 (Inland Revenue Authority of Singapore : IRAS)

55 Newton Road

Revenue House, Singapore 307987

Tel : +65-6356 8233

Fax : +65-6351 2131

URL : <http://www.iras.gov.sg>

経済開発庁 (Economic Development Board of Singapore : EDB)

250 North Bridge Road

#28-00 Raffles City Tower

Singapore 179101

Tel : +65-6832 6832

Fax : +65-6832 6565

URL : <http://www.edb.gov.sg>

海事港湾庁 (Maritime & Port Authority of Singapore : MPA)

460 Alexandra Road

#19-00 PSA Building

Singapore 119963

Tel : +65-6375 1600

Fax : +65-6275 7719

URL : <http://www.mpa.gov.sg>

エンタープライズ・シンガポール (Enterprise Singapore : ESG)

230 Victoria Street

Level 10, Bugis Junction Office Tower

Singapore 188024

Tel : +65-6898 8090

Fax : +65-6337 6898

URL : <http://www.enterprisesg.gov.sg>

シンガポール観光局 (Singapore Tourism Board : STB)

Tourism Court

1 Orchard Spring Lane

Singapore 247729

Tel : +65-6736 6622

Fax : +65-6736 9423

URL : <http://www.stb.gov.sg>

シンガポール通貨金融庁 (Monetary Authority of Singapore : MAS)

10 Shenton Way, MAS Building

Singapore 079117

Tel : +65- 6225 5577

Fax : +65 6229 9229

URL : <http://www.mas.gov.sg/>

IV. 優遇税制

経済開発庁（以下、EDB）などの政府機関によって、認定を受けた企業に関しては、法人税率の軽減税率適用などの優遇措置を受けることができる。

1. 一般事業会社向けの優遇税制

(1) パイオニア・インセンティブ（Pioneer Certificate Incentive : PC）

パイオニア・ステータスの認定を受けた企業には、法人所得税の免税措置が適用される。パイオニア・ステータス・スキームは、特定製品の製造奨励および特定サービスの発展を目的とした制度である。EDBが定める特定適格サービス（シンガポールの経済発展計画に適合するサービス）を提供する企業にも、パイオニア・ステータスが付与される。パイオニア・ステータスは、原則として政府の裁量により付与されるものであるため、パイオニア・インセンティブの認定については決まった基準がなく、交渉を通じて認定の判断が行われる。EDBは、製品の種類、投資規模、技術レベルなどを主に考慮してパイオニア・ステータスの付与を判断している。2015年度予算案により、ベンチャーキャピタルについては、対象項目から外された。

申請窓口：EDB

関連法：経済拡大奨励法パート II およびパート III

[参考]

<http://www.edb.gov.sg/content/edb/en/why-singapore/ready-to-invest/incentives-for-businesses.html>

(2) 開発・拡張インセンティブ（Development & Expansion Incentive : DEI）

パイオニア・ステータスの認定を過去に受けていた企業やパイオニア・インセンティブの認定を受けられなかった企業を対象とする制度で、開発・拡張インセンティブの認定を受けるには新規プロジェクトを実施するか、シンガポールにおける事業の拡張または増強を行わなければならない。認定の判断は、固定資産投資額、シンガポールにおける事業支出総額、技術・能力開発、プロジェクトの質、技術革新の内容などの基準により行われる。認定を受けた企業は、適格活動に対して 5%または 10%の軽減税率が適用される。なお、この DEI の一部として、地域統括会社の優遇税制（RHQ/IHQ）や知的財産開発インセンティブ（IDI）といった各種優遇措置が与えられているように、EDB の裁量による対象範囲が広い制度であると言える。

申請窓口：EDB

関連法：経済拡大奨励法パート IIIB

[参考]

<http://www.edb.gov.sg/content/edb/en/why-singapore/ready-to-invest/incentives-for-businesses.html>

(3) 投資控除 (Investment Allowance : IA) および総合投資控除 (Integrated Investment Allowance : IIA)

投資所得控除は (パイオニア・ステータスの代替となるものであり)、製造業者、航空機の MRO (メンテナンス、リペア、オーバーホール) を請け負う事業者、認定建設事業を実施する企業、研究開発プロジェクトを対象とするインセンティブである。オートメーション機器は特にその対象として好ましいものに指定されている。本インセンティブでは、合意した期間内 (5 年未満) における工場建物 (土地を除く)、認定プロジェクト用の新規生産設備、ノウハウや特許権の取得に関する認定資本支出について、通常の資本控除 100%に加え、適格設備投資の 30%もしくは 50%の追加控除が可能となる。さらに、シンガポールの国際拠点化を加速するため、2012 年 2 月 17 日以降、海外に設置する生産設備のために発生した適格資本支出に対し、資本控除とは別に総合投資控除 (IIA) が適用できるようになった。また、2017 年予算により、2017 年 2 月 21 日以降は適格設備投資の用途についても一部緩和されている。本制度の適用期間は、2013~2022 賦課年度となり、個別のインセンティブパッケージについて EDB と協議を行う。

申請窓口 : EDB

関連法 : 経済拡大奨励法パート X

(4) 土地集約化に関する税務上の減価償却 (Land Intensification Allowance : LIA)

本制度は、国土の小さいシンガポールにおける土地の有効利用を促進することを目的として 2010 年度税制改正において導入された。都市再開発庁 (URA) が定める区域に一定の産業用建物を単独または複数の事業者で取得等する場合、適格建物および構築物の建設、改築または拡張について直接生じた費用について、25%の初期償却と 5%の年間償却が認められる。LIA を活用したい建物所有者は、事前に EDB に適用申請をし、許可を受ける必要がある。また、EDB からの許可を受けた後も、建築物の総床面積の 80%以上が適格活動のために使用され、総容積率も一定の基準を満たしていなければならない。適用期間は 2020 年 6 月 30 日までである。

申請窓口 : EDB

関連法 : 所得税法 18C 項

[参考]

<http://www.edb.gov.sg/content/edb/en/why-singapore/ready-to-invest/incentives-for-businesses.html>

2. 統括会社向け優遇税制

(1) 地域・国際統括本部 (Regional / International Headquarters Award : RHQ / IHQ)

アジア太平洋地域の統括拠点をシンガポールに置く企業で政府の認定を受けた企業は、適格増分所得について3年間にわたり5~15%の軽減税率が適用される。統括本部の認定を受けるには、投資額、シンガポールでの事業規模などの基準をすべて満たさなければならない。最初の3年目以降は、企業が要件をすべて満たす場合に限り、さらに2年間にわたって軽減税率が適用される。

なお、地域統括会社の優遇税制は、EDBに申請して取得するDEI (開発拡張インセンティブ) に基づいて審査・認定される。

申請窓口 : EDB

関連法 : 経済拡大奨励法パート III B

(2) 認定ファイナンス&トレジャリーセンターに対する税制優遇制度 (Tax Incentive Scheme for Finance & Treasury Centres : FTC)

シンガポールに拠点をもち域内の関連会社に財務・資金調達のサービスを提供する会社は、認定されると適格所得増分に対して軽減税率が適用されるほか、FTC活動のための銀行からの借り入れに対する利息や、非居住グループ企業からの預け入れに対する利息に関する源泉税が免除される。適用期間は2021年3月31日までである。

申請窓口 : EDB および MAS

関連法 : 所得税法 43G 項

[参考]

<http://www.edb.gov.sg/content/edb/en/why-singapore/ready-to-invest/incentives-for-businesses.html>

(3) グローバル・トレーダー・プログラム (Global Trader Programme : GTP)

石油製品、石油化学製品、農産物、金属、電子部品、建築資材、消費財、適格デリバティブなどの国際貿易に携わる会社で、シンガポールをオフショア貿易活動の拠点として位置付け、経営管理、投資・市場開拓、財務管理、物流管理の機能を有する会社は、本制度の申請資格を持ち、認定されると特定商品のオフショア貿易による収益増分に対する法人税に、5%または10%の軽減税率が適用される。個別のインセンティブパッケージについてはエンタープライズ・シンガポール (ESG) と協議を行う。2016年度予算案で、①指定された投資に対するファンド資金の集約、マネジメント、分配、②M&A アドバイザリー、③ストーリーミングファイナンスの三つを適用範囲に加えた。また、2017年度予算案では、取引相手先の要件緩和、シンガポール国内消費製品やサービスの一部から生じる所得についても軽減税率の対象にされるなど、対象範囲は拡大傾向になる。

申請窓口 : ESG

関連法 : 所得税法 43P 項

[参考]

<https://ie.enterprisesg.gov.sg/Trade-From-Singapore/Global-Trader-Programme>

(4) 合併・買収スキーム (M&A Scheme)

M&A スキームは、企業の成長および国際化戦略としての M&A を奨励するために 2010 年度に導入された。一定の要件を満たす会社を買収したシンガポール法人は、2016 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日まで実行される M&A につき、買収金額の 25%相当（上限 1,000 万 S ドルで、5 年定額償却）が損金として認められるほか、印紙税が 8 万 S ドルを上限として免除され、加えて取得関連費用についても 200% 控除（上限 10 万 S ドル）が認められる。買収後の株式保有割合の要件として、買収前の株式保有割合が 20%未満の場合には 20%以上、買収前の株式保有割合が 50%以下の場合には 50%超となる必要がある。当該スキームの適用は、原則最終親会社がシンガポール資本である法人が対象となるため、日系企業は原則適用ができないが、EDB が管轄する地域統括会社を取得していると、申請により適用が認められる場合もある。

申請窓口：EDB および IRAS

関連法：所得税法 37L 項

[参考]

<https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Companies/Working-out-Corporate-Income-Taxes/Claiming-Allowances/Mergers-and-Acquisitions-Allowance/>

3. 海運・航空事業者向け優遇措置

(1) 認定国際海運企業 (MSI-Approved International Shipping Enterprise Award : AIS)

世界の主要港に国際的なネットワークを有する国際海運会社で、シンガポールでのオペレーションを拡充する事業計画を有する会社は、本制度を管轄するシンガポール海事港湾庁 (Maritime and Port Authority of Singapore : MPA) への申請資格を持ち、認定されると 10 年間にわたり特定の海運収益に対する法人税と、シンガポールの非居住法人に支払う傭船料にかかる源泉税が免除される。AIS 認定企業は、一定の条件を満たすと、期間をさらに延長することもできる。2016 年度予算案により、国外でのエネルギー、鉱物に係る探査・開発とこれらを補助するための費用についても適用対象となった。

申請窓口：MPA

関連法：所得税法 13F

[参考]

<https://www.mpa.gov.sg/web/portal/home/maritime-companies/setting-up-in-singapore/programmes-to-support-your-maritime-business/maritime-sector-incentive>

(2) 海運関連支援サービス・アワード (MSI-Shipping-related Support Services Award : SSS)

シンガポールにて船舶の運航と物流に関与する船舶代理店業務、海上運賃の先物取引、船舶売買の仲介、船舶管理、物流サービスなど、海運関連支援サービスのオペレーションを拡充する事業計画を有する会社は、本制度の申請資格を持ち、認定されると 5 年間にわたり海運関連支援サービスから稼得する収益増加分の法人税に対し、10%の軽減税率が適用される。本制度の申請は 2021 年 5 月 31 日までである。

申請窓口：MPA

関連法：経済拡大奨励法パート III B

[参考]

<https://www.mpa.gov.sg/web/portal/home/maritime-companies/setting-up-in-singapore/programmes-to-support-your-maritime-business/maritime-sector-incentive>

(3) 海事リーシング・アワード (MSI-Maritime Leasing Award : ML)

シンガポールにて船舶またはコンテナのリース事業に携わる会社、船舶投資ファンド、信託会社、パートナーシップは、本制度の申請資格を持ち、認定されると 5 年間の上限として、特定のリースまたは備船所得に対する法人税に 10%の軽減税率が適用される。本制度の申請は 2021 年 5 月 31 日までである。さらに、2012 年 2 月 17 日以降、認定されたコンテナ船の取得に係る利息の支払いに対する源泉税が免除されている。

申請窓口：MPA

関連法：所得税法 43W 項

[参考]

<https://www.mpa.gov.sg/web/portal/home/maritime-companies/setting-up-in-singapore/programmes-to-support-your-maritime-business/maritime-sector-incentive>

(4) 航空機リーシング・スキーム (Aircraft Leasing Scheme : ALS)

シンガポールにて航空機のリース事業に携わる会社、投資ファンド、信託会社は、本制度の申請資格を持ち、認定されると 5 年間の上限として、特定のリース所得に対する法人税に 8%の軽減税率が適用される。本制度の申請は 2022 年 12 月 31 日までとなっている。さらに、2012 年 5 月 1 日以降、認定された航空機の取得に係る利息の支払いに対する源泉税が免除されている。

申請窓口：EDB

関連法：所得税法 43Z 項

[参考]

<http://www.edb.gov.sg/content/edb/en/why-singapore/ready-to-invest/incentives-for-businesses.html>